相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市三潴町田川一六〇四番地
九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中村千枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
福岡県久留米市中央町三七―二〇―五階
相続財産管理人　牛島こと　仲家　加代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区片野二丁目一番地五、最後の住所北九州市門司区黒川西二丁目六番二号
被相続人　亡　松尾美重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
北九州市八幡西区樋口町七番三一号
相続財産管理人　司法書士　恒松　史帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市酒井田六四七番地三、最後の住所福岡県みやま市瀬高町坂田六四番地一
被相続人　亡　東　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
福岡県みやま市瀬高町小川二一五番地五
相続財産管理人　司法書士　板橋　正勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市上山田一〇九九番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　森田平一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
事務所福岡県田川市平松町三番七四号　田川センタービル二階　田川第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　博則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市田平町荻田免一〇五一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　前田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
長崎県佐世保市木場田町三番三四号
相続財産管理人　司法書士　横田　博昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市勝山四番地、最後の住所熊本市中央区国府三丁目八番六〇号
被相続人　亡　石丸壽々子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
熊本市南区御幸笛田一丁目七番一六号
相続財産管理人　司法書士　川本　俊六

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区本荘六丁目一四一〇番地、最後の住所熊本市中央区萩原町九番一〇号シルバーハウス爽苑二番館
被相続人　亡　福岡モモヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
事務所熊本市中央区練兵町八八番三　宮田総合法律事務所
相続財産管理人
弁護士　袋田知花こと　片山　知花

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市森北一四一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　齊藤　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
熊本市中央区練兵町七八番地一三〇三号
相続財産管理人　司法書士　中田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北一七三八番地、最後の住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北一二六〇番地二
被相続人　亡　岩元フヂ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
事務所鹿児島県鹿屋市白崎町五番五号　永田ビルⅠ二〇一号
相続財産管理人　壱崎　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県志布志市志布志町安楽二七五二番地二、最後の住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田三五九六番地
被相続人　亡　三浦　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十一日
事務所鹿児島県鹿屋市寿七丁目八番二九―一号
相続財産管理人　遠矢　隆一

岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称　岩沼市営住宅条例（平成九年条例第十号）別表第一に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間　平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年十月三十一日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

決　算　公　告

平成26年10月31日
東京都八王子市子安町三丁目35番5号
タキカワエンジニアリング株式会社
代表取締役　三原　稔之

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	994,922
	固定資産	6,348
	資産合計	1,001,270
負純資産の債及び部	流動負債	120,332
	株主資本	880,938
	資本金	50,000
	利益剰余金	830,938
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	818,438
	（うち当期純利益）	(154,950)
	負債・純資産合計	1,001,270

第17期決算公告

平成26年10月31日
東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
グリーン・ツリー・システム・コーポレーション
日本における代表者　川原　博文

貸借対照表の要旨
（平成26年7月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,657,195
	合計	77,657,195
負純資産の債及び部	流動負債	77,405,641
	株主資本	251,553
	資本金	116
	利益剰余金	251,438
	（その他利益剰余金）	(251,438)
	合計	77,657,195

（注）当期純利益　82,397千円

第38期決算公告

平成26年10月31日
栃木県栃木市惣社町2158番地
株式会社荒川建設
代表取締役　荒川　光男

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,665
	固定資産	98,468
	合計	309,133
負純資産の債及び部	流動負債	95,368
	固定負債	29,180
	株主資本	184,585
	資本金	20,000
	利益剰余金	164,585
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	161,585
	（うち当期純利益）	(68,585)
	合計	309,133